

令和6年12月26日
302会議室

令和6年第24回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年12月26日(木)
開 会 午後 1 時 3 0 分
閉 会 午後 3 時 1 9 分
休 憩 無

2 場 所 302会議室

3 出席者

| | | |
|------|-------|-------|
| 教育長 | 栗原 寛 | |
| 教育委員 | 岡村 幸保 | 伊藤 憲春 |
| | 小柳 郁美 | 堀切 菜摘 |
| 署名委員 | 伊藤 憲春 | |

4 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|--------|-------|
| 教育部長 | 齋藤 真志 | 教育総務課長 | 白井 隆行 |
| 学務課長 | 澤田 克己 | 指導課長 | 佐藤 達哉 |
| 主任指導主事 | 片山 伸哉 | 統括指導主事 | 野津 公輝 |
| 教育支援課長 | 高橋 周 | 学校給食課長 | 青木 勇 |
| 生涯学習推進センター長 | 庄司 康洋 | | |

5 会議に出席した事務局の職員

| | | |
|----------|-------|-------|
| 教育総務課庶務係 | 和田 健治 | 齋藤 綾乃 |
|----------|-------|-------|

案 件

1 議案

- (1) 議案第 38 号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第 39 号 立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 令和 7 年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

3 報告

- (1) 教育長職務代理者の選任について
- (2) 立川市立小中学校の不登校の現状と対策について
- (3) 学校給食代替弁当補助金について
- (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について
- (5) 令和 7 年 5 月以降の健康会館跡施設の管理等について
- (6) 施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

4 その他

令和6年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年12月26日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第38号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第39号 立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 令和7年度立川市教育委員会学校教育の指針について

3 報告

- (1) 教育長職務代理者の選任について
- (2) 立川市立小中学校の不登校の現状と対策について
- (3) 学校給食代替弁当補助金について
- (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について
- (5) 令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について
- (6) 施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和 6 年第 24 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに議席の指定を行います。教育委員の議席は、立川市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、教育長が指定することになっておりますので、現在お座りになっている議席を指定いたします。

次に、署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 かしこまりました。

○栗原教育長 審議に入る前に、ご報告をいたします。前任の石本委員は、12 月 23 日をもって任期満了となり、退任されました。後任として岡村委員が、12 月 23 日に立川市議定例会の同意を得て、12 月 24 日に立川市長から辞令交付を受け、就任されました。なお、任期は 12 月 24 日から 4 年間となっております。

次に、議事内容の確認を行います。

本日は、議案 2 件、協議 1 件、報告 6 件でございます。その他は議事進行の過程で確認いたします。

次に、議事進行についてですが、3 報告（1）教育長職務代理者の選任について、は教育委員会の人事案件でございますので、1 議案の前に取り扱うことといたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第 24 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、以上でございます。

◎報 告

（1）教育長職務代理者の選任について

○栗原教育長 それでは 3 報告（1）教育長職務代理者の選任について、を議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育長に事故がある時、または教育長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。よって、立川市教育委員会教育長職務代理者について、12 月 24 日付で、私から岡村委員を指名いたしましたので、ご報告させていただきます。

職務代理者の任期につきましては、期間の定めはございませんので、職務代理者の変更があるごとに指名させていただきます。

それでは、岡村教育長職務代理者から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○岡村委員 岡村です。職務代理者ということで、大役ですが、栗原教育長を支えて、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 ありがとうございました。

これで、3報告(1)教育長職務代理者の選任について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎議 案

(1) 議案第38号 立川市教育委員会表彰について

○栗原教育長 続きまして、1議案(1)議案第38号立川市教育委員会表彰について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第38号、立川市教育委員会表彰について、ご説明いたします。

こちらの議案は、立川市教育委員会表彰規程に基づき、教育委員会表彰を行うためのものでございます。

めくっていただきまして、1ページ、別紙1をご覧ください。こちらの一覧表は、表彰規程第2条第3号の該当者となっております。詳細といたしましては、立川市立学校の児童・生徒が、公的機関の主催、後援する文化、体育の全国大会へ出場、または関東大会、その他それに類する全国大会に準ずる位置付けの大会で入賞した場合が対象となっており、こちらに記載の小学生5名、中学生3名、合計8名が該当者となっております。

次に、2ページの別紙2をご覧ください。こちらの一覧表は、表彰規程第3条第2号の該当者となっております。詳細といたしましては、先ほどご説明いたしました立川市立学校の児童・生徒以外の方で、市内在住・在勤の方、また、市内の学校や公共団体が国際的な活動や世界大会、オリンピック・パラリンピック大会に出場、また全国大会入賞や日本新記録を達成した場合が対象となっており、こちらに記載の中学生2名、高校生1名、成人の方5名、合計8名が該当者となっております。

なお、教育委員会表彰の授与式は、年明けの令和7年1月25日土曜日に柴崎学習館にて開催いたします立川教育フォーラムの中でとり行います。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 こちらに所属されている学校名が書いてありますが、これはどこか外に出されるということはあるのでしょうか。

○栗原教育長 臼井教育総務課長、お願いいたします。

○臼井教育総務課長 こちらの表彰につきましては、立川教育フォーラムで表彰するのとあわせまして、市のホームページや、あるいは立川の教育情報誌「たっち」、それから「立川の教育」などで学校名が入った状態で紹介いたします。

○栗原教育長 では、続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 桐朋女子高等学校というのは、もしかしてこの方が音楽科だったら、男女共学と書いてあげたほうがいいのかあると思います。桐朋女子高等学校は女子高等学校という名

前なのですが、この方が男性かどうか分からないですけれども、音楽科は共学で、大体音楽の分野で表彰される時は、一般的に括弧書きで書かれていることが多いです。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。学校名の区分が、桐朋高等学校で、正式名称は女子と入るのですよね。

○堀切委員 はい。ですので、音楽科の生徒がコンクールで賞をとった場合には、(男女共学)と大体書かれています。

○栗原教育長 では、その表記については、確かにお名前も那由多さんで男性かもしれませんが、そちらのほうの配慮をぜひお願いいたします。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 1点、私から、資料の中ですが、別紙2の表の上から4人目、岡田●緒さん、恐らく名前の字が抜けています。

「岡田●緒」と書いてあるのですが、この方のお名前「岡田海緒(おかだみお)」さんで、海という字に緒という字なのですが、海という字のつくりの下が母になっているので、字の変換で出ない関係で、抜けてしまっておりますが、お名前は「岡田海緒」さんです。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

ほか、皆さま、いかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第38号、立川市教育委員会表彰については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(1)議案第38号、立川市教育委員会表彰について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第39号 立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(2)議案第39号、立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 議案第39号、立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

こちらは、東京都のガイドラインに沿った審査会の運営にあたり、審査委員の変更ならびに書式の整理等を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 1つ質問です。第6条で、「委員は、次の各号に掲げる者とする。」ということで、以前の改正前は、(4)まであり、幅広く、いろいろな職種の方が混ざっていたと思うのですが、改正後は、教育学の専門家、医学の専門家、心理学の専門家ということで、専門家だけで構成されているような感じになると思うのですが、委員が減ってしまうということですか。そして、専門家しか審議会には委員としていないということで合っていますでしょうか。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 今、小柳委員のご指摘の第6条の委員の構成のところでございます。改正前については、(1)拠点校の指導教員のうちから拠点校の校長が指名する者、これは、拠点校の教員です。加えて(3)教育相談員又は就学相談員になります。(2)の統括指導主事につきましては、改正後では、(1)教育学の専門家に該当するので、こちらについて実質的に変更はなく、今回、改正により委員が減るのは、(1)拠点校の教員と教育相談員、又は就学相談員ということになります。

こちらを変更する理由といたしましては、東京都のガイドラインの中で、専門性と客観性を担保する観点から、参画する専門家は、対象の児童・生徒に対して、直接の支援や在籍校での校内委員会等において関与していない者とする必要があるということで定められておりますので、公平性、客観性の観点から、委員としての参画は外すということになります。

ただし、例えば教育相談員、または就学相談員は、市の職員、事務局の立場としてこの中に参加をする、また拠点校の教員につきましても、これは学校からの説明員の補助という形で委員会に入らせていただくということで、委員としての立場ではなくて、また別の立場でご参画をいただくような形になるかと考えております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございました。分かりました。子どもの一番近くにいる担任の先生が外されるというのは怖いなと思ったので、そのような説明員の補助というポジションで入っていただけるのなら安心です。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 細かいのですが、入室申請書の保護者記載欄の5番の「指導の開始及び教員配置に必要な児童・生徒数の報告ため」となっていますが、「の」が抜けているのかなと思います。以上です。

○栗原教育長 ご指摘ありがとうございました。資料に付いている入室申請書の保護者記載欄の下の段、5の「児童数・生徒数の報告ため」となっていますので、こちらについては脱字です。 「の」を入れさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

それでは、お諮りをいたします。1議案(2)議案第39号、立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(2)議案第39号、立川市特別支援教室入退室審査会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 令和7年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)令和7年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、令和7年度立川市教育委員会学校教育の指針(案)についてご説明いたします。

初めに、昨年度から大きく変わった点を説明いたします。

現在、立川市第4次学校教育振興基本計画を策定中でございます。そのため、この学校教育の指針(案)も、それに準じて、基本方針及び基本施策の構成に沿って作成したため、令和6年度版と比較して、体裁が大きく変わっております。

内容に入らせていただきます。第4次学校教育振興基本計画に基づき、6つの基本方針と15の基本施策に沿って、主に所管課ごとに重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示させていただきました。昨年度の内容に加えたものをいくつかご紹介いたします。

私からは、特にこの文書の半分ほどを占めております基本方針Iの説明となります。その他の内容につきましては、委員の皆さまのご質問等に応じて、所管課よりお答えをさせていただきます。

基本方針I 学校教育の充実の、基本施策1.学力の向上・体力の向上についてです。(1) 確かな学力の育成の②基礎的・基本的な知識・技能等の習得や習熟度別指導の充実では、小学校において、専門性の高い教科指導や、複数の教員による多面的・多角的な児童理解を行うための教科担任制の推進について触れております。

(2) 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成では、④地域の力を活用した取組の推進で、民間等屋内プール施設を活用した水泳授業の実施とともに、段階的な全校実施に向けた検討について記載しました。

基本施策2.豊かな心を育む教育の推進についてです。(1) 豊かな心の育成の⑤生命を尊重する教育の徹底では、児童・生徒が、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る

危機的状況に対応するため、適切な援助希求行動ができるようにするといった一文を加えております。

(2) きめ細かな教育の充実でございます。②不登校対策のための取組、③不登校児童・生徒への支援、では、子どもたちの特性に合った柔軟な学びにより支援することや、不登校児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さないことなどを加えております。

基本施策3.円滑な教育活動の推進では、(1)学校への適切な支援で、エデュケーション・アシスタントの活用や、スクールロイヤー等の一層の活用を追記しております。

基本施策4.教職員の適正配置と環境整備では、(1)優れた教員の配置の②体罰や暴言、性暴力等の根絶において、性暴力等は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないと記載をしております。

基本方針Ⅱは、特別支援教育の推進です。こちらの内容は、現在策定を進めております立川市第4次特別支援教育実施計画に基づき記載しており、こちらから昨年度から体裁を大きく変更しております。

基本方針Ⅲは、学校教育環境の充実です。この中で基本施策8.教育ICT環境の整備の(1)教育ICT環境の充実の①ICT環境の整備(構築及び活用支援)を新たに加えております。

基本方針Ⅳは、学校給食の提供と食育の充実です。東・西調理場の管理運営等や情報発信について新たに書き加えております。

基本方針Ⅴは、教育行政の推進、基本方針Ⅵは、学校施設環境の充実となっております。

冒頭でも申し上げましたが、私からは、基本方針Ⅰについての説明が中心となりました。基本方針ⅡからⅥについては、それぞれ所管課長より、ご質問等に対して説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。なお、質疑につきましては、方針を4つに分けて進めてまいります。

まず初めに、基本方針Ⅰ、8ページまでになります。2つ目、基本方針Ⅱ、8ページ～9ページになります。3つ目として基本方針ⅢとⅣの10ページ～12ページ、最後は基本方針ⅤとⅥの12ページ～13ページとなります。

それでは、まず基本方針Ⅰ学校教育の充実に関する質疑を行います。説明内容を踏まえてご質疑をお願いいたします。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 じっくりと読ませていただきました。毎年この指針は読ませていただきまして、参考に教育実践をしてまいりました。ぜひ、現場の先生たちにぜひ読んでいただいて、いろいろ考えていただきたいという感想を持ちました。意見というよりも感想です。

それからもう1つ、ICTに関することです。世界的にもいろいろ少しずつ変わってきていまして、オーストラリアでは子どものSNS利用を禁止するなど北欧、北ヨーロッパの国々

でも問題にあがっていますが、子どものメディアリテラシーに危機感を感じています。

私も十何年も前に、PCがまだそれほど普及していない頃に、パソコン部のパソコンで、立川の駅前の変な男の人と知り合って、部活が終わった後、そちらに行ってしまうと大変なことになったという体験もしています。今は更に詐欺や、闇バイトなど、心配な時代になっていますので、メディアリテラシー、メディアに関するルール、マナーの部分をぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、3つ目です。保健と関係するかもしれないですが、3ページの性教育のところです。一言、性教育の充実を図るとあるのですが、先ほどのSNSとの関係でも、この部分は今後膨らませて、もっと具体的な取組や位置付けが必要かなというのを現場へ行って感じております。

加えて、たまたま理科の教員であるということで、理科の実験・観察の支援で2ページです。このような項目を立てていただいて本当に心強いです。小学生科学展や中学校夏期科学講座が始まった時のことも覚えていますがぜひ、科学教育センターがあります。毎年、3桁の子どもたちが卒業していますが、中学校に上がったら、科学部がある学校が1校か2校しかないという状況です。何とかしてということで、中学校科学講座のようなものも開いていただいています。今、200～300人の児童が科学教育センターに在籍しているのですけれども、中学校に行った時に、もっと活躍したり、続けて探求できる場があるといいなということ強く感じております。

それから、ここに、「指導課は」という主語になっているのですが、科学教育センターの充実、発展、その辺りも指導課の管轄にあるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○栗原教育長 さまざまご指摘いただきまして、ありがとうございます。

メディアリテラシーについては、児童・生徒にとって今、本当に重要な課題であり、現実的にさまざまな犯罪につながることもございますので、私どもも注意してまいります。

それから、諸外国における子どもたちとICTとの付き合い方については、大きく方針転換した国もございます。海外のそういった情報にも目を向けて、どういった付き合い方が教育にとって最適なのか、子どもたちにとって最適なのか考えてまいります。

性教育についても同様に、非常にさまざまなご意見をいただいているところでございます。現代社会の中で、子どもたちが身に付けておきたいことはどこなのかということ絶えず考えていきます。

また、理科についてはご指摘のとおりでございます。岡村委員は理科の教員をなさっていたということで、中学校へのつなぎということを含めて、さまざまなことをまたこちらでも考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。ご意見ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願ひいたします。

○小柳委員 2点あります。

1点目は、3ページの(2)の④地域の力を活用した取組の推進のところ、「民間等屋内プール施設を活用した水泳授業を実施するとともに、小学校における段階的な」と書いてあるのですが、確か中学校も、そのような民間のプールを使っていく予定ですよ、ということ、小学校と中学校という記載が正確なのではないかなと思ったのですが、小学校だけという記載で合っているのでしょうか、というのが1点目です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 民間等屋内プール施設の活用についてお答えいたします。

当初、小学校・中学校を含めて検討に入ったことは事実ですが、実際、中学校での民間等屋内プール施設の活用を考えた時に、小学校と中学校の時間割編制の違い等を含めて、実際に民間のプールを活用するのは、小学校よりもハードルが高いであろうということで、いったん現時点では小学校のみ、民間等屋内プール施設を活用するということで検討を進めているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 今、佐藤指導課長から説明がありました通り、こちらの記載は小学校のみで、間違いないということでございます。

では、続きまして小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 2点目です。先ほどの岡村委員からのコメントにも関係するのですが、7ページの4の(1)の②で、体罰や暴言、性暴力はいかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないということですが、これは先生たちに向けてですよ。市を責めているわけではなく、先生の中にも変なことを考える人がいるわけなので、もう先生たちへの呼びかけだけでは子どもたちを守りきれないところが時代的にあるのかなと思っています。

防犯も大事ですが、同時に自衛、子どもたちが、「あれ、これって変だよ。」と自分で気付くことがとても大事だと思います。例えば、3ページの(2)の②の中、性教育の充実にあてはまると思うので、ここに「こういうことがあったら危険だよ、先生やお母さんに言ってね。」という教育をすると付け加えるなど、もしくは、4ページの⑤に入れてもいいと思います。

先生も気を付けなければいけないけれども、子どもたちも気を付けなければいけないよという自衛の部分について、性被害についてなどを4ページの⑤に入れてもいいのかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

佐藤指導課長からよろしいでしょうか。

○佐藤指導課長 まず7ページ4番、教職員の適正配置と環境整備のところに記載させていただきました。これは、教育公務員として絶対にこういったことは起こしてはならないという思いでの記載でございます。一方で、児童・生徒自身もということで、そこは安全教育という部分で非常に重要な視点だと捉えております。

そういった直接的なワードは記載しておりませんが、4番のところ、今後、先ほども私の説明のところでも伝えさせていただいたのですが、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況、ここがそういったものも含めて、性暴力のみならず、さまざまな危険という部分、それ以外にもたくさん危険は潜んでおりますので、適切に対応できるということ、適切な援助希求行動、SOSを出せるという部分を重視し、学校教育として取り組んでいく必要があると捉えております。

以上です。

- 栗原教育長 小柳委員がおっしゃった部分については、私たちも同様の考えでいます。もちろん教員は絶対にそういったことが許されないことはもちろんでございますが、児童・生徒についても、危険を察知し、SOSを出す、誰かに助けを求めるといったことを非常に重視しております。そのようなことが自分でも発信できるよう、子どもたちにも伝えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

岡村委員、お願いいたします。

- 岡村委員 不登校の問題なのですけれども、私は昨年度、科学教育センターを退任した後、今年4月から先月11月まで、別室指導の不登校支援をさせていただいておりました。非常に貴重な経験で、中学校教員の時も、昔から不登校の子はいて、一度に4人もの不登校の子を、面倒を見るということもやったこともあるのですが、不登校支援もいろいろと変わってきています。

別室指導が始まって、今まで全然学校に来られなかった子が毎日来るようになったというのは、すごい成果です。そこで支援員としてみていると、その子たちは、担任の先生がどう見てくれているか等、担任の先生が気になる、学校では担任の先生が親代わりといいますが、大事な人なのです。

しかし、担任の先生は今の時代、ものすごく忙しいです。社会的に問題になっているほど教員の忙しさというのがあるのですが、それでも、自分のクラスの子に対して、愛情を持って大事にするというハートを持っていると思うのですが、忙しさでなかなかそれが子どもに伝わらない、子どものほうは見放されてしまったような気分になる等を感じることもあると思います。

担任の先生は当然そう思っていると思うのですが、不登校の子も自分もクラスの一員だと感じることができるような、担任の先生が忙しい中でも、指導方針を支援のほうと連携を密にとれる、せっかく別室指導で学校に来るようになった、来られるようになった子が増えてくる中で、ぜひそこら辺も追求していくと、もっと子どもたちにとって良くなるのではないかという意見でございます。

- 栗原教育長 ご意見ありがとうございました。

担任と支援員、校内の別室であってもそうですし、「たまがわ」や「おおぞら」の教育支援センターにおいても同じことが言えると思います。支援に関わる教員、支援員が連携を密に

し、情報を共有した中で、その児童・生徒を一体で支援するという事は、私たちも非常に重視しておりますので、今のご意見が学校現場に伝わるような形で発信をしてみたいと考えています。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 資料を早く送っていただいたので、しっかり読むことができました。

指針ということで、全体を見た感想から入ってしまいますが、コロナウイルス感染症の流行の時から表面化していると思うのですけれども、学習の場所は、教育というよりも、福祉的な要素、子どもの居場所、生活する場所という面が、学校の役割として大きいのだなというのを改めて感じました。早寝早起き朝ご飯などは、親の仕事という感じもしますが、生活リズムをつけるなど、習慣をつけるようなことが、学校の役割として大事なのだなということも改めて感じました。

家庭が忙しくなればなるほど、その仕事がおそらく学校に押し付けられるというわけではないけれども、負担になってしまうということも、とてもよく分かりました。先生方はお忙しいということなので、書いてある内容はとてもいいので、もう少し整理していただいたほうが、校長先生だけではなくて、普通の教員の先生方も見やすいのかなと思ひまして、いくつか意見があります。

目的があって、やることがあって、連携先が書いてあるような、例えば3つぐらいに分けた「こういう目的でこれをやってください。連携先はここです。」という表があるといいと思います。数えたわけではなくて、AIに数えてもらったのですが、55回「連携」という言葉が出てきていて、連携が仕事なのかという感じなので、ぜひ、連携先だけ別にする、そうすると保護者から見ても、ここは家庭としても関わるところなのだなということが分かると思いますので、もう少し分かりやすくしていただくといいかなと思ひました。

最初の基本方針Ⅰの1、学力・体力の向上（1）確かな学力の育成の①のところの2つ目です。少し文章が分かりづらいなと思ひます。生涯にわたって能動的に学び続けられる力とあるのですが、おそらくこれは、とても大事だと思うので、これが目的なのだとしたら、「生涯にわたって能動的に学び続けられる力をつけるために、このように授業を改善する」という書き方が分かりやすいと思ひました。

続けてもう1つ、その下の項目は、内容的には②に入るのかなと私は感じたので、どうなのかなというところをお聞きしたいです。いったん切ります。

○栗原教育長 2点目は、①の授業の質的な向上の3つ目、書き出しが「国の学力調査～」というところが、②のほうに記載した方がいいのではないかとということですか。

○堀切委員 はい。

○栗原教育長 また、1点目は、①の2つ目の最後の「授業を展開する」ではなくて、「学び続けられる力をつけるため」のように、目的が何かということをはっきりさせるということですか。

堀切委員、お願いします。

○堀切委員 はい。「生涯にわたって能動的に学び続けられる授業」と言われた時に、先生はこのような授業というのがイメージできないのではないかと考えての質問でした。

○栗原教育長 そうですね。私も今改めて見たら、少し文としてのつながりが不自然かなと思っています。ご意見に対してすぐに、こう直します、修正しますというお答えは、本日はいたしません、頂いたご意見を参考にし、本日いただいた意見は全般的にそうですが、ご意見を基に修正を加えて、再度、教育委員会定例会でご提示をしたいと思っています。

では、続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 はい、私もこの場で結論を出してほしいと思っているわけでもなく、自分の意見を採用してほしいというわけでも全くありません。ただ、この言葉が現場の先生方や市民に流れていった時に、教育委員会としての意図がどうしたら理解されるかというのを考えたくて、いつも質問させていただいています。

次に、2ページ目の⑤です。「研究や研修の充実」というところの2つ目の項目です。「教職員が自らの～」というところですが、この項目の内容はどのようなものなのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。研修を受けてくださいとお願いしているのに、「主体的に」と書く必要があるのかどうか、先生方は一生懸命なので、そこは別に書かなくてもいいのではないかということでお聞きします。

○栗原教育長 これにつきましては、佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 東京都教職員研修センター、都の教育委員会が管轄しているところですが、先生たちが主に長期休業中などに、年間を通じて研修はやっているので、特に長期休業中にそういった研修が多く設定され、自ら学ぶことができる機会を設けている、そういった部署でございます。

例えば先生たちは、管理職にこういった力を身に付けたほうがいいのか、あなたはこの研修を受けてみてはどうか、と勧められて、又は自分から、この研修を受けてみたいのですが、と言って、エントリーして自分から受けに行くという、必ず受けなければならないという研修ではなくて、堀切委員の言われたように、その時点で既に自主的なものなのです。一方で、そういったせっかくの学びの機会を活かし切れていない先生方もおりますので、主体性を発揮して、主体的に受講して、自身の資質・能力を高めてほしいなという思いがございます。

この言葉が必要かどうかというところは、検討させていただければと思いますが、そういった、必ず受けなければならない研修ではないけれども、自分から進んで、また管理職から勧められて受けるということが、東京都教職員研修センターや文部科学省が主催する研修の場合は多くございます。

以上です。

○栗原教育長 続けて堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 よく分かりました。ただ、主体的という言葉も何回も出てくるのですけれども、

少し違和感があります。私ももう少し言語化できたら、また質問したいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 では、いったんこの基本方針Ⅰ、学校教育の充実については終了させていただき、次が基本方針Ⅱ特別支援教育の推進の8ページ、9ページになります。ここでの質疑に移りたいと思います。

ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 基本方針Ⅱは、今までのものと比べて大変分かりやすく、具体的になったと思います。ありがとうございます。後で不登校の議題があるので、どちらでお願いしようかなと思ったのですが、9ページの(2)②に教育相談の部分が書いてあって、保護者としては、立川に住んでいていいところだなと思うのは、学校以外にもフリースクールなどの学ぶ場所がある、選択肢が割とあるのではないかと考えています。

ですので、子どもが、学校が嫌だと言わないまでも、例えば両方通うというようなパターン等、いろいろなパターンが今後考えられるのかなと考えていて、この教育相談のところに不登校の相談というと少し違うのですが、子どもの学ぶ場所の相談、学校の外にそのような場所がつかれないのかなと思います。後で言ったほうがよかったかもしれないですけども、そのような場所をつくる予定はないかなと考えてお聞きしたいです。お願いします。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 この後、また不登校のところでご報告させていただくところもあるかと思うのですが、不登校に関して相談する場所については、現時点でも、学校でも広く受け付けています。スクールカウンセラーもおりますし、教育支援センター「おおぞら」「たまがわ」にも心理職がおりますので、そういった部分では既に相談するチャンネルはいくつかあると認識しております。さらにという部分であれば、今後、どういったことが可能なかは検討していく必要があるかと思っています。

以上です。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、ないようでございますので、先に進みます。

続いては、基本方針Ⅲ学校教育環境の充実と、基本方針Ⅳ学校給食の提供と食育の充実、ページで言うと10ページから12ページに移ります。ここでのご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 11ページの11の(1)東・西調理場の管理運営の2つ目に、西調理場の管理運営という項目がありますが、西調理場だけが出てきているのは、東調理場は今までどおりで

問題はないということなのではないでしょうか。なぜ西調理場だけ出てきているのかということです。

○栗原教育長 質問ありがとうございます。青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 こちらが西調理場のみ書かれているのは、西調理場は、令和10年3月で契約が切れます。そのため、その後の手法について、今までどうだったか、また今後どういう形で運営していくかを検討する時期に来年度から入ります。そういった理由で、西調理場のみを項目として設けさせていただいています。

以上です。

○栗原教育長 東西調理場ともにPFIという手法で学校給食共同調理場を設置し、建設から運営までPFI事業者をお願いをしているところでございます。15年でいったん契約が切れるということで、今後、どちらかの事業者に運営していただかないと給食の提供ができなくなってしまうので、その部分を検討するというところでございます。ご指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 10ページの(1)ICT環境の充実で、昨日、新教育委員として、学務課長から、レクチャーをいただいたのですが、①ICT環境の設備の内容に括弧で「教育情報システムのクラウド化」「校務系と学習系のネットワーク統合および10Gbps化」「ネットワーク統合に伴う端末統合と端末のゼロトラスト対応」「ヘルプデスクの一元化」と並んでいますが、言葉だけだとなかなか難しく、説明を受けて理解できました。現場の先生たちも、若い先生たちは理解できると思うのですが、いろいろな方がいて、こちらの指針は市民も結構見ている方がいるため、これについて良くなるのだよということが、もう少し分かりやすく表現していただけるといいと思います。

感想としては、今、学校の先生たちは職員室で、ワイヤーにつながっているPCでないと簡単にはパソコンを使えないですね。いろいろな子どもの話題を交わしながら、職員室で仕事をするのも大事です。しかし、例えば1人で集中して仕事をしたい時に、担任の先生がパソコンを学級に持って行って仕事をしたい、専科の先生が専科の部屋で仕事をしたいなどという時にもパソコンの持出しができないため、できなかったのです。それができるようになると、大変仕事もやりやすくなり、働き方改革にもつながり、いいかなと思うので、ぜひ進めていただきたいです。

私も実際、科学教育センターでは、PCが使えなくて、職員室に行って打って、来客が来たりもするのですが、そういう事情で少し不便な思いをしたことがあったので、改善されるかなと思います。科学教育センターだけではなく、担任の先生も、教科担任の先生もICT環境が発展して良くなってきていますので、表現を分かりやすくしていただくといいかなという気がします。恐らく、保護者や市民の方が読むと一体何のことかという質問があるかと思っています。子どもの学習環境にも関係してくることかなと思いますので、よろしく申し上げます。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。この部分に限らず、市民の方が見て分かるような表現や内容であることは、非常に重要なだと思います。

澤田学務課長、今、岡村委員から、特にICT環境の整備のところ、特に括弧でくくっている内容が、一体これはどういう有効なことにつながるのかということについて、少し表現や説明を加える等の工夫も必要かもしれません。ご検討をお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 文言が分かりづらいというところにつながるのですが、同じ10ページの9の(1)の①の3つ目の文章に、父母負担軽減補助金を交付するとあるのですが、調べても、高校などでは出てくるのですが、あまりよく分からなくて、どのような補助金か教えていただきたいです。また、意見として、もし保護者が見るようなことがあるのであれば、「ゼロトラスト対応」や「PFI」などの難しい単語は、前回の資料集のような感じで、米印をつけて、全て後ろに説明が載っている等にしてもいいのかなと思います。合間に書いてももちろんいいと思うのですが、合間に書いてページがずれ、体裁がおかしくなる等の問題が生じるようでしたら、後ろに単語集のようなものを付けてもいいのかなと思いました。意見です、

○栗原教育長 まずこちらをお示しする対象は、教員になります。こちらは、ホームページ上で公開をしますので、市民の方にも分かりやすい言葉を使うことはもちろんですが、一番理解していただきたいのは小・中学校の教員になります。

では、質問については、澤田学務課長、お願いいたします。

○澤田学務課長 父母負担軽減補助金についてでございます。こちらは、市立の学校に在籍する児童・生徒の教育費にかかる負担を軽減する補助金で、日光移動教室、また修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に補助金を交付しております。交付の要項などもございまして、交付額は児童1人あたり5,000円、生徒1人あたり1万4,000円で、就学援助費や奨励費の受給者、他団体から補助金等の交付を受けている者は対象外でございます。そういった補助金が立川市にはあります。

以上です。

○栗原教育長 就学援助費などは、収入に対しての制限がありますが、父母負担軽減補助金は、就学援助を受けていない方も含めて、就学援助の人はそちらから出ますので、それ以外の方全員、特に収入や所得に関係なく、一律に負担軽減を図る費用として交付しているものになります。

こちらの制度は、市によって金額や対象の行事等が違うこともありますが、以前、26市で同じ制度を比較した資料では、立川市は給付金額が上位に位置しておりました。以上でございます。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、最後になります。基本方針Vの教育行政の推進、基本方針VI学校施

設環境の充実ということで、12 ページ、13 ページの質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 13 ページですが③の教室の暑さ対策です。前にも言ったかもしれませんが、学校はすごく暑いんです。冷房が効いているというのですが、暑くて、もう汗だくになりながら先生たちも授業をしています。③を読むと、検討するや研究するとあるのですが、対策はなく、考えるだけで、暑さ対策をしますとまではいつてくれないのだなと思ってしまいました。ぜひ、検討だけではなく、対策を何か講じていただきたいのですが、何か対策はありますか。以上です。

- 栗原教育長 臼井教育総務課長、お願いします。

- 臼井教育総務課長 厳しいご意見でございます。空調の設備を、更新するというのが対策としては一番早いのですが、立川市の普通教室の空調は、平成 23 年頃に設備の更新をしました。業務用の空調設備は耐用年数が 15 年位と言われており、そろそろ耐用年数を迎えるため更新を考えていかなくてはいけないと思っているのですが、来年更新をするということではなく、もう少し先になるかなと思っているので、検討という書き方をしています。どのように更新するのかを検討する必要があると思っています。

一方、直近でできる対策として、最近、校舎などの断熱をどうするのかということで、冷房の効率を上げるという視点で暑さ対策ができないかというところで、いろいろとご指摘を受けています。しかし、今まであまり断熱というところにわれわれが目を向けてこなかったという部分もありまして、近隣の市などにいろいろ確認をしても、現時点では、有効な断熱対策があるわけではありません。

われわれとしては、ほかで聞いた話がいいとなれば、それを試して、効果があれば、行っていきなという現状のため、現時点では研究や検討ということでございます。われわれとしても、すぐ打てる対策で効果的なものがあれば行っていきなという気持ちがあるのですが、今、いろいろ情報を集めたり、勉強をしたりという段階でございます。

以上です。

- 栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 今、学校には冷房のエアコンと扇風機があると思うのですが、エアコンがまだ更新されないとすれば、扇風機の台数を増やしてもいいまいちだと思うので、本当に一時的なものですが、よく工事現場や警備員の方などが着用している扇風機付きのベストなど、学校でそういったものが使えるか分からないですが、学校は、きっとずっと暑いのだと思うので、ぜひ来年の夏には何か対策ができるといいなと願っています。よろしくお願いします。

- 栗原教育長 ありがとうございます。

さまざまな手法で、とにかく予算もかかることなので、効率的に断熱化、暑さ対策ができるような手段を考えていきたいと思っています。

今年の夏に、落雷の影響で空調の基盤が壊れて、夏休みが明ける本当に直前で空調が復旧したというケースもあります。予算的なことも関係しまするので、ある程度確定した段階で、

少し皆さまにもお伝えできると思いますが、いろいろな策を考えているところでございます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 これまで、区切った中でのご意見をいただきました。全体を通じて何かございましたら、最後にご意見をお願いします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 すみません、1ページに戻ってなのですが、先ほどの1学力・体力の向上の(1)の①の1つ目に、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組むと、書いてありました。この間、30年変わっていないと言ってしまうすみませんでした。

ただ、これは、先生によってイメージするものが全然違うような気がします。先ほどの「生涯にわたって能動的に学び続けられる力」のためと言ったら少し近づきそうな気がするのですが、ここにも何か目的がある等、もう少しここを詳しく書かないといけないと思います。先生ごと、校長先生ごとに内容の解釈が全然違うというのが、学校訪問をしての感想です。確かに協働的、机はくっつけているけれども、そのような意味では30年前とあまり変わらないということも感じますので、もう少し具体的にさせていただけるといいなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。確かに、例えば「主体的な学習者を育成するため」など、何々のためという目的を入れた中で、「個別最適な学び」という言葉を入れたほうが分かりやすい文章になるかもしれません。こちらについても、本日のご意見を踏まえた中で修正を検討したいと思います。ありがとうございました。

ほか全体を通じていかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、本日の協議は以上とさせていただきます。次回また修正したものを皆さまにご提示してまいりたいと思いますので、またご意見いただければと思っております。

2協議(1)令和7年度立川市教育委員会学校教育の指針について、の協議は以上とさせていただきます。

◎報 告

(2) 立川市立小中学校の不登校の現状と対策について

○栗原教育長 続きまして、3報告(2)立川市立小中学校の不登校の現状と対策について、に入ります。

佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、立川市立小中学校の不登校の現状と対策について、ご報告いたします。

本市の不登校の出現率は、国や都と比較して高い傾向にあり、その数も年々増加しております。なお、国が今年度より調査方法を見直し、これまでは、不登校の主な原因をいじめ、無気力、不安などの項目から、学校側の認識に基づき1つ選んでいた方法から、今回からは、いじめの相談があった、宿題の未提出が見られた、不安・抑うつ等の相談があったなど、児童・生徒の背景にある事実を基に複数回答する方法といたしました。

本市の児童・生徒の不登校の主な要因としては、不安・抑うつ等の相談があった、学校生活に対してやる気がでない等の相談があった、生活リズムの不調に関する相談があった、の項目の割合が高い傾向にあることが分かりました。今後は、こうした現状も踏まえ、これまでの不登校対応に関する取組を確実に進めるとともに、1つ1つの取組のさらなる充実を図ってまいります。

未然防止や早期支援に関する取組の充実のほか、長期にわたって継続的に登校できていないケースについて、学校や保護者がスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携した支援も継続してまいります。

報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明とご報告ありがとうございます。昨年度の不登校の現状と対策については、立川市の児童・生徒の不登校の要因という表現で書かれていたのが、今年は、把握した事実として、このような相談があったという表現に変えていただいている点について、とても重要で、いい表現に変えていただいたと私は思っております。想像ではなくて、このような相談があって、だからどうしようかという、次のステップに繋がるような表現になっていて、とてもありがたいなと本当に感謝しております。

しかし、生活リズムの不調に関する相談があったと言われても、このようなことの大部分はご家庭の問題であって、学校や教育委員会で考えるべき問題ではなかなかなくて、かえって対応に悩んでしまうのではないかなという感想です。表現を改めていただいたことについては、とても良かったと思います。ありがとうございます。

○栗原教育長 伊藤委員、ご指摘ありがとうございます。前々からこちらの部分は、昨年までのような把握の仕方ですと、教員が推定をした中で、半分を超える理由が不安という項目に集中してしまっており、事実、原因をきちんとつかんでいないのではないかなということが指摘された中で、国のほうが調査方法を変えたというところでございます。

また、生活リズムというお話がございましたが、実際不登校というのは、学校の中で起因する問題もあれば、家庭の中に原因があると思われる場合もあり、なかなか家庭のそういった部分ですと、私どもや学校では改善ができないものの中にはあるかもしれません。不登校の原因としては、そういった要因がいくつか絡んだ中で不登校に陥っているという、まず状況を把握するというところで、このような統計の表になっております。ありがとうございます。

た。

ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 今の生活リズムの不調に関してですが、最近の研究で、夜型の子、遺伝的に体内時計がそうであるという子がいるということも分かっています。そのような子どもたちには、例えば、思春期になったら夜型に少し移行する、または学校を遅らせたら成績が上がったなども聞いたことがありますので、その子に合った学習環境を提供するということが必要かと思います。しかし朝、子どもが家から出てくれないと、保護者もいろいろ困るので、福祉的な意味で、安全が確保された学校に行ってもらおうということは大事なのですが、生活リズムが夜型の子が、いかに学んでいけるかということ、本当は議論しないといけないのではないかと個人的には思っています。

実際に不登校者数が増えているということですが、今は都立高校等を受験するのに内申点が必要で、それがあからどうにか学校に行っているという子どももいると思います。おそらく内申を使うかどうか選択できるという自治体が出てきているため、そこが関係なくなったら、もっと不登校者数は増えると思います。学校の先生のせいでもなく、誰のせいでもないので、私が中学生だったら、今の中学校はとても居心地が悪いと感じます。

支援員がたくさんいらっしゃって、例えば適切か分からないのですが、私は3～4年前に、ドライビングスクールで免許を取ったのです。パーキングがすごく苦手でして、横に座っている教官が、「あそこの柱が見えたらこちらにハンドルを切り」というように細かく指示を出すのですが、それでは自分でできるようにはならないわけです。私は教習所を出たら、子どもを2人乗せて運転しなければならないので、黙っててくださいと言って練習していたのですが、とにかく指示が細かいのです。

目的に対し、これをやって、これをやってというのは、みんなで一緒に、というユニバーサルデザインの少し負の部分で、やはり息苦しいなということをとっても感じます。ですので、中学生になって、自分でこうしたいという気持ちが芽生える時期に、少し過干渉過ぎるような感じがあります。

それが悪いということではないのですけれども、不登校者はおそらく増えてくると思いますので、先ほど申し上げたように、学校の外で、その子が学んでいるかどうかということと、前回の定例会で、小柳委員がおっしゃっていた、どこにもつながっていない子がいないかどうか、その2つが重要であって、学校に来るか来ないかはどうでもいい時代が来ると思います。ですので、そこの2つの数字を追いかけるということをお願いしたいです。

以上です。

○栗原教育長 意見はよく分かりました。ただそこに関して、そういった数字を出すというのは非常に難しいだろうと思っています。これは堀切委員の意見に対する私の感想でけれども、過干渉ということはおそらくあると思います。けれども、そのような支援を必要とする人もいれば、今年の夏の学校管理職研修の中で、工藤勇一さんが、教育の本質的な目的を、自律

した人間となることとおっしゃっていましたが、過干渉に、いつも人の支援がなければ方向性も決めることもできないということでは自律しているとはいえないわけで、そのバランスをどうとるかというのは課題です。

私たちも子どもたちに、息苦しさの中で学校生活を送ってもらいたくはありません。ある程度自由な環境でと思っていますが、自分でそこが判断できてからというような部分もあります。堀切委員のご意見にはもっともな部分があると私たちも認識をしていますし、そのように変えていかないと恐らく不登校の子ども数は減らないのだらうなと思います。そのためどうしていくかというのは、引き続き私たちが考えなければいけないことになります。

佐藤指導課長や片山主任指導主事から、補足があればお願いします。

佐藤指導課長、お願いします。

- 佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。今、堀切委員からも話が出ておりましたが、不登校者数を少なくしていきたいという思いは当然ありますが、一方で、どこにもつながっていない子どもをゼロにしていく、子どもが何かしらの学びの機会がある場につながっているところを、今後これまで以上に重視していく必要があると思っています。

また、今、栗原教育長がお話しされたように、手をかければかけるほど、子どもは逆に自律できなくなるということがあるということは、研修で私も改めて学ばせていただいたので、そのあたりのバランスが非常に重要なところだと思います。学校にも、また教育行政にもクリアしなければならぬ課題があるとは当然思います。改善を目指していきますが、一方で、2016年に文科省が、不登校は問題行動ではないという通知を出してから、何が何でも学校に行かなければいけないという社会の認識も少し変わってきたのかなと思います。そういったところも、不登校がなかなか大きく減らないというところに影響しているのかなとは思っています。

繰り返しになりますが、子どもたちにとって一番いい環境でしっかり学べるように支援してまいりたいと思っています。

以上です。

- 栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。
- 堀切委員 現場の先生も抱え切れなくなる人数になってくると思います。また私のように、学校は半分ぐらい行っておけばいいというような親もいるとなると、その親は、学校には相談せずに、恐らく自分で情報収集をして、自分の責任でやっていくこととなります。例えばフリースクールや、そのようなところがある、このような進路があるというような情報に強くないと、それを親として選択できないということがあります。例えば療育だったら、放課後デイサービスで子ども預かってくれるところなどが大体リストであると思うので、そのような窓口があるとうれしいなと思いました。

以上です。

- 栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。

1点、(4)の「生徒について把握した事実」というような、想像ではなくて事実と書いていただいているのですが、例えば11番や12番の項目、不安・抑うつ相談があった、学校生活に対してやる気がでない等の相談があったという事実に対して、なぜ不安になってしまったのか、なぜやる気が出なくなってしまったのか、のような、もう一歩先のアンケートが取れると、もっと細かく分かるのかなと思います。もしかしたらその部分が想像になってしまう場合が多いかもしれないですが、もう一歩、細かい調査ができるといいかなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ありがとうございます。こちらは文部科学省が今年度から方法を改めた質問項目の表記でして、おそらく学校では、不安の相談があった場合、今、小柳委員ご指摘のように、ではどういった不安があるのかというところは、学校では把握はしていると思います。相談に対して、適切な対応をそれぞれの学校で行っていると捉えておりますので、今後も丁寧に、ただ不安があった、という事実の把握だけではなくて、どういったところがといったところもしっかり把握し、対策がとれるように、学校にも周知してまいります。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご回答ありがとうございます。オフィシャルにではなくても、どうして不安なのか、例えば勉強ができなくて不安という子どもが10人いた、人間関係がうまくいなくてという子どもが15人いたなど、そういったデータが集まれば対策の方法もあるのかなと思います。公表するためにではなく、データとして学校でまとめてもいいのかなと思いました。言うのは簡単で、実際に行うのは難しいと思いますが、以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。

岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員 今までたくさんの不登校の子に関わってきました、全員、原因や様態が違います。関わっていた小学生の1人は4年生で、高校の物理が全部理解できて、宇宙天文検定なども合格し、高校数学も分かり、私が逆に量子力学をその子から教えてもらっているぐらいなのだけれども、教室では他の子と話が合わない、その子が、別室指導が始まって、学校に来て、指導ではなくて、話し相手という感覚ですが、そのうちに理由は分からないけれども、今はほとんど教室で授業を受けているというケースがあります。

それから、六中で教師をしていた時代の子を思い出したのですが、不登校支援は明日来るようになど、短期的な視点では駄目です。指導や支援もありますが、僕がたどり着いたのは、付き合い続けるということです。お手紙やメール、年賀状など、そのぐらいのつながりだったりするのですが、ほとんど3年間学校に来なかった子が、近くのセブンイレブンでアルバ

イトをしていたのですね。そして今、この間、立派に社員になって、「岡村先生、ありがとうございました。」と言っていました。別に3年間ただ付き合っただけなのですが、栗原教育長からもお話があったように、どこかで誰かとつながっているということが大事ななという感じがします。

僕が見たケースで、親や教師、地域の人、友達などのつながりが切れてしまった子どもの中には、厳しい世界に入ってしまったたり、社会の闇のほうに入ってしまったりする者もいたのですが、それでもつながりがあると、40歳ぐらいになって舞い戻ってくるということもありました。いろいろ対策をすることも重要なことなのですが、そのようなことを僕は経験的に感じています。

先生方も忙しい中、手に負えなくても、ぱっと離してしまうわけではないのですが、私から見たら離れてしまっているかなという場面などもあるような気がします。

最近の経験では、不登校対策に別室指導はいいと思います。それから、中学校の部活動です。昼間は本当に苦しくて、苦行だけれども、放課後になったとたんに理科室に飛んできて、意気揚々と部活動をして帰っていく、苦しいこともあるけれども楽しいこともあるというバランスのようなことです。

まは、緘黙だった子で、あまり学校生活がうまくいかなかったのですけれども、科学部で、部長をつとめたら、ミーティングなどで話すようになったなど、好きなことを発見する、發揮する場所があると元気になるという感じがしました。取りとめない話ですが、そのような感想を持っています。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

岡村委員は、自らの経験により、そういった不登校の子ども、または中学校の生徒を支援した経験がございますので、また、不登校の課題については、教育委員会の中でも度々挙がりますので、その時には、これまでの経験等で得たことを私どもに教授していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、ほかにないようでございますので、3報告(2)立川市立小中学校の不登校の現状と対策について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 学校給食代替弁当補助金について

○栗原教育長 続きまして、3報告(3)学校給食代替弁当補助金について、に入ります。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、学校給食代替弁当補助金について、ご説明いたします。

本補助金は、食物アレルギー等のやむを得ない事由により、学校給食の代わりに家庭から

弁当を持参している児童・生徒を対象として、当該児童・生徒の学年区分に応じた学校給食費1食単位に弁当持参回数を乗じた金額を補助金として交付するものです。なお、財源として、東京都の公立学校給食費負担軽減事業を活用してまいります。

対象者は、市立小・中学校に在籍し、食物アレルギーその他の疾患を有すること、宗教上、配慮が必要であること等の理由により、学校給食の提供を受けておらず、代わりに家庭から弁当を持参している児童・生徒となります。

対象となる食数は、令和6年度4月以降に学校給食の代わりに家庭から持参した弁当の回数とし、令和6年度当初にさかのぼって適用いたします。

本補助金の開始に伴う学校給食における食物アレルギー対応の安全性の確保として、令和6年度につきましては、年度途中で食物アレルギー対応の変更を不可といたします。

学校給食課から以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 説明ありがとうございます。例えば令和6年度の補助金の対象となると予想される食数が、ありましたら教えてください。また、宗教上の理由も対象ということで、立川にはいろいろな方がいらっしゃるの、どれぐらいの食数なのかなという、単純な疑問でございます。今すぐに分からなければ、また後日報告いただいても構いません。

○栗原教育長 ありがとうございます。青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 人数ですが、お弁当を全食持ってきている生徒は、10人強ぐらいの数ですが、立川の場合、アレルギー対応を非常に細かく実施しているために、アレルギー献立ではなく、アレルギー料理で対応している方もおり、1日だけ弁当を持参するという方なども大体同数ぐらいいまして、その人数を足しあげても、1人の1年間分に達していなかったりという状況がございまして、人数でお答えすることは、非常に難しいところがございます。

宗教上の理由に関しましても、人数的には正確な数字は今持っておりませんが、2、3人というような人数のはずでございます。

金額としましては、食数を計算していきますと、こちらに予算として掲げています272万3,000円、こちらを少し下回るぐらいの金額が令和6年度の金額になってくるのではないかと計算をしているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。5補助金額のところ質問です。弁当持参回数分はお金を補助しますということだと思っておりますが、誰がどうやってお弁当を持ってきましたと申告しているのかを聞きたいです。例えば保護者が、2日しか持ってきていないのに、3

日持ってきましたというパターン等もあるのではないかと、どのように管理しているのかというものが少し気になりました。

以上です。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 こちらですが、一昨年から公会計化を導入しまして、学校給食課では全児童の回数を全て把握しております。また、アレルギー献立や料理で対応しますか、どうしますかということ、文書でやりとりしております、その文書のやりとりをした時に、実際はこの日は食べていないということも全て把握をしております。そちらを用いて出せる金額だご理解いただければと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございますという感謝の気持ちです。学校給食課はここ何年もあまり休んでいないのではないかと心配する位、様々なことに取組んでいただいておりますので、ありがとうございますと伝えていただきたいです。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 それでは、ほかにはないようでございます。これで3報告(3)学校給食代替弁当補助金について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について

○栗原教育長 続きまして、3報告(4)砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設について説明いたします。

こちらにつきましては、第18回教育委員会定例会で説明をさせていただきましたとおり、工事の過程で1階床下部分のコンクリートの強度不足が判明したため、一度工事を休止しておりました。その後、本年9月17日から、不具合が生じているコンクリートの除去工事を開始いたしました。コンクリートの除去につきましては、機械によるはつり作業の後、ウォータージェット工法を併用した施工を行い、11月末までに除去作業を完了しております。

その後、残した部分の鉄筋及びコンクリートの状態について、目視での、より丁寧な確認を行った結果、不具合は確認されておられません。今後、コンクリートの再度の打設を行い、

その後の工事を進めてまいります。

以上のことから、工期限につきましては、令和7年9月30日とさせていただきます。引き続き、工事の進捗状況につきましては、市ホームページ等においてお知らせしてまいります。

報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 用語の質問です。資料にありますスラブとは何でしょうか。

○栗原教育長 では、庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 例えば、この302会議室にも床があるのですが、その下に鉄板が入っており、コンクリートで覆われています。それ全体をスラブという言い方をします。主にコンクリートと鉄筋でできた床と思っていただければと思います。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。これで、3報告（4）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（5）令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について

○栗原教育長 続きまして、3報告（5）令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について報告いたします。

現在、高松町三丁目に健康会館がございます。そちらには、高松学習館と高松図書館が3階に入居してございます。令和7年5月の子育て支援・保健センターが錦町の旧庁舎の場所に開設されることに伴い、健康会館の機能が移転するため、移転後は高松学習館を所管する生涯学習推進センターが今の健康会館の建物を管理することになります。

移転にあたり、現在、健康会館を大家として管理している健康推進課という部署がございます。そちらが行った施設の外壁打診調査において、外壁タイルの劣化が進んでいる状況が確認され、万が一に備えた安全策を講じる必要が生じてございます。現在は、万が一に備え、外壁周囲にコーンを備えるなど、暫定的な対策を講じているところでございます。これはあくまでも暫定的な対策でございまして、今後は、利用者の安全性、今後の利用期間、あるいは工法の違いによる概算工事費等を総合的に勘案した上で、いくつか策が想定されるのですが、具体的な外壁の剥落防止の工法を選定してまいります。

また、工事を行いますと、騒音が発生する可能性があり、高松学習館あるいは高松図書館の利用者及び近隣の方への影響が想定されますので、一定期間、施設を休館することも視野に入れ、利用者や近隣の方に対して丁寧に説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

今はまだ、健康推進課の管理になっていますけれども、いずれ生涯学習推進センターに移るということです。今はまだ健康会館が新しい施設に移っていないので、健康推進課が大家としてこういった外壁のことなども対応しています。利用される方、周囲の方に安全に運営できるように、対策を講じてもらいますよう、お願いします。こちらについて質疑はよろしいでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 質疑はないようでございます。これで3報告(5)令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(6) 施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について

○栗原教育長 続きまして、3報告(6)施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、生涯学習推進センターより報告いたします。

本件につきましては、毎年行っています本庁舎の自家用電気工作物の年次点検による庁内サーバーの停止により、期間中は対象施設で影響が出るものがございます。

休止の期間は、令和7年2月11日火曜日の祝日でございます。時間としては、午前9時から午後6時までとなっております。

対象施設でございますが、砂川学習館を除く5つの地域学習館、子ども未来センター、たましんRISURUホール(立川市民会館)です。加えて、泉市民体育館、柴崎市民体育館及び屋外体育施設と女性総合センターで各種申請ができなくなるものがございます。

これらの施設の施設予約システムの統括を生涯学習推進センターで行っておりますので、報告させていただいております。

こちらの直接的な原因としては、令和2年度に窓口業務用端末を本庁舎のネットワークと、以前は別々だったのですが、統合したため、年に1回行われる本庁舎の自家用電気工作物の年次点検により、市役所のサーバーが停止することに伴い、これとつながっておりますので、各施設の職員が使用する事務室内の窓口業務用端末の使用ができなくなるものがございます。

なお、各施設の窓口を設置しております利用者端末、市民の方が利用できる端末、あるいは利用者の方が自宅のPCや携帯電話などから行う施設予約は、通常どおり利用が可能です。こちらは市役所の回線を通しておらず、業者のクラウドサーバーを使っておりますので、使用が可能です。あくまでも市の職員が行う本予約という作業、本予約や料金の支払いの授受になりますが、そちらの作業ができなくなるものでございます。

周知方法でございますが、大きく4つの方法で周知させていただきます。「広報たちかわ」1月25日号及び2月10日号への掲載を予定してございます。2つ目は市のホームページへの掲載、3つ目は施設予約システムのトップ画面にこのお知らせを掲示、4つ目は、対象となる施設に周知文を掲示という周知方法をとっていきたいと思っております。報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

これについては、毎年、本庁舎が定期点検で停電になるので、サーバーも停止する、本庁にサーバーがあるため、窓口がどうしても使えなくなるということでございます。こちらについていかがでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 質疑はないようでございます。これで3報告(6)施設予約システム(窓口業務用端末)の休止について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他はございますか。

[「ありません」の声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。令和7年第1回定例会は、令和7年1月9日木曜日、13時30分から、101会議室で開催をいたします。

これをもって、令和6年第24回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時19分

署名委員

.....

教育長